

第 5 号議案

特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会 **役員報酬規程**

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第 2 条 この法人は、常勤及び非常勤とともに、役員報酬及び費用弁償をすることができる。ただし、その報酬及び費用弁償については別途規程に定める。

(補則)

第 3 条 この規程の実施に関し必要な事項は、総会が別に定める。

付則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

3. この規定は、2019 年 5 月 18 日に改訂し、即日適用する。